

〔解 説〕

1) 不適切である

老齢厚生年金の受給権者の死亡により、遺族が遺族厚生年金を受給するためには、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上あることが要件となります。つまり、25年の中には、国民年金の第1号被保険者期間で保険料を全額納付した期間や免除・猶予された期間、国民年金の第3号被保険者期間も含まれ、厚生年金保険の被保険者期間のみで25年以上なければならないということではありません（選択肢3の要件と混同しないように留意する必要があります。なお、老齢厚生年金の受給権者の他に、老齢厚生年金の受給資格を満たした者も、保険料納付済期間、保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上あることが要件となります（長期要件）。

2) 不適切である。

兄弟姉妹は遺族厚生年金を受給することはできません。また、選択肢に記載されていますが、祖父母は遺族厚生年金を受給することができる遺族の範囲に含まれます。なお、妻以外の者については年齢要件が設けられています。具体的には、夫、父母、祖父母については死亡当時55歳であること、子、孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり（障害等級1・2級の場合は20歳未満）、現に婚姻していないことが要件となります。

3) 適切である。

厚生年金保険の被保険者が死亡した場合の他、厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある傷病の初診日から5年以内に死亡した場合、障害等級1・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合（短期要件）における遺族厚生年金も、厚生年金保険の被保険者期間が25年未満の場合は、厚生年金保険の被保険者期間の月数を300月とみなして計算します。

4) 不適切である。

経過的寡婦加算は、中高齢寡婦加算が加算された遺族厚生年金を受給していた場合だけでなく、65歳以上で遺族厚生年金の受給権が発生した場合にも加算されます。ただし、いずれも1956（昭和31）年4月1日以前生まれの妻であることが要件となります。また、長期要件の場合は、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あることが中高齢寡婦加算の加算要件となることから、65歳以上で遺族厚生年金の受給権が発生した場合も、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あることが経過的寡婦加算の加算要件となります。

遺族厚生年金では、受給要件や年金額の計算について、「〇〇が〇年以上（未満）」といった似通った表現が複数登場するので、曖昧に覚えていると正答できないことがあります。保険料納付済期間等なのか厚生年金保険の被保険者期間なのか、20年なのか25年なのか、正確に覚えるようにしましょう。